# ストックホルム条約第7回締約国会議(COP7)の結果の概要

平成 27 年 5 月 18 日

### 1. 会議の概要

2015年5月4日~15日にジュネーブ(スイス)において、残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約(POPs条約)の第7回締約国会議(COP7)が開催され、新たにポリ塩化ナフタレン(PCN)が同条約の附属書A(廃絶)及び附属書C(非意図的放出の削減)に、ヘキサクロロブタジエン(HCBD)、ペンタクロロフェノール(PCP)とその塩及びエステル類が同条約の附属書A(廃絶)に追加されることが決定されました。これらの物質については、今後、国際的に協調して製造・使用等の廃絶等に向けた取組を行うこととなります。また、過去に附属書A(廃絶)又は附属書B(制限)に追加された化学物質の適用除外に関する評価及び今後の見直しに関する作業計画、条約の有効性の評価などについての議論が行われました。

### 2. 会議の成果

### (1) 条約上の規制対象物質の追加

POPs条約締約国会議の下に設置された残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)の第9回会合(2013年10月)及び第10回会合(2014年10月)における検討結果を踏まえ、POPRCから今次締約国会議に対して条約の附属書A(廃絶)、附属書C(非意図的放出の削減)への追加の勧告が行われた3物質群については、下記の表のとおり、附属書への追加が決定されました。今後、附属書Aに追加された物質については、製造・使用等の廃絶に向けた取組を、附属書Cに追加された物質については、その非意図的な放出の削減に向けた取組を、条約の下、国際的に協調して行うことになります。なお、ヘキサクロロブタジエンについては、当初提案されていた附属書Cへの追加が見送られ、POPRCにおいて更なる評価を行うこととなりました。

この決定により改正される附属書の発効は、附属書への物質追加に関する通報を国連 事務局が各締約国に送付してから1年後になります。我が国においては、それまでに、 条約で定められている規制内容に基づき、国内で担保するための所要の措置を講ずるこ とになります。

#### 〇附属書 A 及び附属書 C への追加

5 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11		
物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ポリ塩化ナフタレン (PCN)(塩素数2~8を 含む) <sup>※1</sup>	エンジンオイル添加剤、防腐剤等	・製造・使用等の禁止
		(以下の用途を除外する規定あり) <sup>※2</sup>
		- ポリフッ素化ナフタレン(フッ素
		数 8 を含む)製造のための使用と
		そのための中間体としての製造
		・非意図的生成による放出の削減

## 〇附属書Aへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ヘキサクロロブタジエン(HCBD)**1	溶媒	・製造・使用等の禁止
ペンタクロロフェノー ル(PCP)とその塩及び エステル類 <sup>※3</sup>	農薬、殺菌剤	・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり)*2 - 電柱とその腕木への使用とそのた めの製造

- ※1 我が国においては、塩素数が3以上のポリ塩化ナフタレン及びヘキサクロロブタジェンについては、化学物質審査規制法の第一種特定化学物質に指定されています。
- ※2 個別の適用除外の規定については、その効力が発効した日から5年を経過した 時点で、その適用除外の効力が失われることになっています。 日本として当該用途を適用除外とするか否かについては、今後、国内で検討す ることとしています。
- ※3 ペンタクロロフェノールを有効成分とする農薬については、農薬取締法における登録が平成2年に失効しています。
- (備考)上記の表中の情報は省略・簡素化しているため、規制内容の詳細については、 下記の条約事務局のホームページから会議文書をご覧ください。 POPs 条約ホームページ (<a href="http://www.pops.int/">http://www.pops.int/</a>)

## (2) 条約附属書A(廃絶)又は附属書B(制限)の適用除外の評価について

附属書B(制限)掲載物質であるDDT(主な用途は殺虫剤。)については、条約上「認めることのできる目的」とされている病気媒介動物の防除の目的の使用の継続的な必要性が合意されました。さらに、DDTの安全、効果的かつ入手可能な代替手段については引き続き検討を進めることとされました。

また、同じく附属書B掲載物質である「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩、ペルフルオロ酸オクタンスルホニルフルオリド(PFOSF)(以下単に「PFOS」という。)」(主な用途は撥水撥油剤、界面活性剤。)については、いくつかの用途に対し適用除外が条約上で認められており、これらが引き続き必要であるかを今次COP7において評価しました。条約上認められる「個別の適用除外」については、カーペット、皮革及び衣類、繊維製品及び室内装飾品、紙及び包装用品、表面処理剤及びその調製添加剤、ゴム及びプラスチックの個別の適用除外の延長の登録がいずれの締約国からも提出されていないことから、これらの用途に関する適用除外の登録を延長しないこととなりました。また「認めることのできる目的」については、エッチング剤、半導体用レジスト等附属書に定める目的の製造又は使用が継続して必要であり、4年後の2019年の第9回締約国会議(COP9)において評価を行うこととなりました。

また、附属書A掲載物質であるヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテル並びにテトラブロモジフェニルエーテル及びペンタブロモジフェニルエーテル(以下「BDE」という。主な用途は難燃剤。)については、2017年のCOP8で個別

の適用除外の登録の延長の必要性の評価が行われることとなりました。

我が国は、BDEについてはそのリサイクルを、PFOSについてはエッチング剤、半導体 用レジスト、業務用写真フィルム、特定の医療機器の製造時における使用についての適 用除外を条約事務局に登録していますが、今後、今次締約国会議で合意されたこれら適 用除外の見直しにかかるプロセスに合わせて、国内の実態について調査する予定です。

## (3) 条約の有効性の評価

条約の有効性評価については、条約事務局により提案された有効性評価委員会のメンバーの選出、及び2017年のCOP8での報告に向けた有効性評価の実施等に係る決議が採択されました。また、今次COPにおいては我が国が属するアジア太平洋地域を含む、国連5地域において作成された第2回地域モニタリング報告書が提出されました。今後、各地域のモニタリング報告書に基づき、全球モニタリング報告書が作成される見込みです。我が国としては、引き続き、的確な国別報告書の提出、環境モニタリング調査により得られたデータの提供、東アジアPOPsネットワークにおける活動等を通じた貢献を行っ

また、環境省が実施している子供の健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)の成果につき、今後、条約の有効性評価に活用することができるかを検討していく意向を表明しました。

## (4) 遵守手続きの設置

ていくこととしています。

ストックホルム条約の遵守委員会の設置については合意に至らず、次回締約国会議で の採択に向けて引き続き検討することとなりました。